

天童市地域公共交通計画策定調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、天童市地域公共交通計画策定調査業務（以下「本業務」という。）の受託候補者選定について、専門的な知識・技術・経験等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

本業務は、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、天童市における目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を共有した上で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づき、「天童市地域公共交通計画」の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

3 公募型プロポーザル方式を導入する目的

前項を踏まえ、受託候補者選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、事業者の専門的な知識・技術・経験等による優れた提案を広く受け、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するものとする。

4 事業の概要

- (1) 業務名 天童市地域公共交通計画策定調査業務
- (2) 発注者 天童市地域公共交通協議会
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 履行場所 発注者指定場所
- (5) 業務内容 (別紙) 天童市地域公共交通計画策定調査業務仕様書のとおり

5 提案限度額

11,594,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、申請書が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

する者でないこと。

- (2) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 過去5年以内（令和3年4月1日以降）に、国（公社・公団含む。）又は地方公共団体（市町村が主体となった協議会を含む。）が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務の履行実績を持つものであり、公共交通計画に関し豊富な知識を有していること。ただし、履行実績とは策定業務の本体業務の履行実績であり、アンケート調査等の業務の一部を履行したものは含まれない。
- (6) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

7 事業スケジュール

実施内容	期日等
公募開始	令和8年4月28日（火）
質問書受付期限	令和8年5月13日（水）
質問書への回答	令和8年5月15日（金）
参加申込書受付期間	令和8年4月28日（火）～令和8年5月20日（水）
参加資格審査結果通知	令和8年5月22日（金）
企画提案書提出期間	令和8年5月11日（月）～令和8年6月10日（水）
審査（選定委員会）	令和8年6月16日（火）
審査結果通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内に通知
契約手続き	令和8年6月19日（金）（予定）

※ただし、各実施日については、事務処理上の都合により変更となる場合がある。

8 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和8年4月28日（火）～令和8年5月22日（金）

- (2) 配布方法
天童市ホームページからダウンロード
〔天童市ホームページ〕

<https://www.city.tendo.yamagata.jp/lifeinfo/shisetsu/siminnbasu.html>

9 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年4月28日（火）～令和8年5月13日（水）

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書（様式第6号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、その旨電話で連絡すること。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和8年5月15日（金）までに天童市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時天童市ホームページへ回答を掲載する。また、受託候補者選定に係る評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、評価委員等）は受け付けない。

10 参加申込

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書 (様式第1号)	
②	会社概要書 (様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
③	事業実績書 (様式第4号)	直近5年の業務実績（6 参加資格要件(6)に該当する実績）を記載することなお、可能な範囲で業務実績の内容（成果物、仕様書等）が分かる資料を添付すること
④	事業執行体制 (様式第5号)	配置を予定している者全てを記載すること ※調査に有効となる保有資格を有する場合は、その証明する資料（資格証の写し等）を添付すること
⑤	履歴事項全部 証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後、3か月以内のもの（写し可））
⑥	参加資格確認書 (様式第7号)	

⑦	暴力団排除に関する誓約書	
---	--------------	--

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、天童市地域公共交通協議会（事務局：天童市市民部生活環境課）へ1部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時 ※郵送の場合は、必着

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和8年5月22日（金）までに通知する。

1.1 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	提案書表紙（様式第3号）	
②	企画提案書（任意様式）	
③	見積書（任意様式）	見積書の総額は、消費税を含む金額を記載するとともに、見積もりの内訳についても記載すること

(2) 企画提案書（任意様式）

別紙仕様書、本実施要領第13項(4)評価基準をもとに、次の順で企画提案すること。

ア 現状把握・分析について

イ 各種調査の企画・実施等

ウ 会議支援について

エ 事業者独自の専門的知見等を生かした自由提案

オ 業務全体の工程・フロー

カ 業務実施体制

キ 業務実績

- ・ 本事業に当たっての自社の強みやノウハウ、取組み内容（調査・分析の手法・内容、期待できる効果等）などについては、天童市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。

- ・ 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとするこ

と。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。

- ・ 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを、簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・ その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法

- ・ 持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、天童市地域公共交通協議会（事務局：天童市市民生活環境課）へ提出すること。
- ・ 正本（(1)提出書類①～③及び第10項(1)②～④）を1部、副本（(1)提出書類①～③及び第10項(1)②～④ ※写しでも可）を7部提出すること。
- ・ 正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・ 副本は、会社が特定される部分については、空欄若しくは黒塗りにすること。

(4) 提出期限

令和8年6月10日（水） 午後5時 ※郵送の場合は必着

※ 提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

1.2 審査（選定委員会）

(1) 日時

令和8年6月16日（火）

※ 実施の詳細については、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

発注者が指定する場所とする。

(3) 実施時間

1事業者につき、プレゼンテーション30分以内（準備時間等含む）とする。

(4) 実施内容

- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、1事業者3名以内とする。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

1 3 事業者選定方法

- (1) 受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定は、天童市地域公共交通協議会が設置する天童市地域公共交通計画策定業務事業者選定委員会において、次号に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等により審査する。
- (3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を受託候補者として選定する。

なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。ただし、選定委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。また、受託候補者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	評価 a	調整 b	配点 a×b
現状把握・分析	① 天童市の現状や課題、近年の国・先進自治体の地域公共交通施策の動向を踏まえた提案となっているか ② 天童市の地域特性を踏まえ、既存公共交通・交通利用実態を把握・整理できる提案内容となっているか	5	2	10
各種調査の企画・実施等	① 公共交通の利用状況等を把握し、課題整理に必要な調査項目が設定されているか ② 今後の展望を見据え、地域公共交通施策の方向性やあり方について整理できる調査内容となっているか ③ 調査手法、集計方法、利活用方法は適切か（地域公共交通計画への反映方法、その他業務での利活用方法等） ④ 回答者負担軽減のための方策、工夫等がなされているか	5	5	25
会議支援	協議会等における資料作成、助言など、事務的な支援が期待できるか	5	1	5
事業者独自の専門的知見等を生かした自由提案	業務成果や業務効率の向上に寄与し、創意・工夫・独創性に富んだ有益な提案になっているか	5	4	20
業務全体の工程・フロー	本業務を遂行するために、適切な工程が設定されているか (天童市議会や天童市地域公共交通協議会等の会議日程、関係機関等との調整期間が考慮されているか)	5	1	5
業務実施体制	① 本業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか、専任の担当者が配置されているか。担当者の兼務業務の負担は本	5	4	20

	業務遂行に支障がでないものとなっているか ② 主担当者、専任担当者の技術・専門知識・業務経験が十分であり、本業務推進にあたり技術的助言は期待できるか ③ 本業務を進めるにあたり、天童市の要望に柔軟に対応ができ、緊急時にも滞りなく業務を遂行できることが期待できるか			
業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	5	2	10
見積金額	5×提案者中の最低見積価格/見積価格	5	1	5
合計				100

※ 配点について

項目ごとの5段階評価（評価a）に、評価の比重（調整b）を乗じたものを配点する。

評価 a…非常に優れている：5点、優れている：4点、普通：3点
やや劣っている：2点、劣っている：1点

1.4 選定結果の通知

選定結果は、審査（選定委員会）の参加事業者に対し、選定委員会終了後おおむね1週間以内に郵送にて通知する。また、天童市ホームページにも選定結果を公表する。なお、選定理由及び選定結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

1.5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、天童市職員及び天童市関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

1.6 契約に関する基本事項

- (1) 契約方法

契約は、受託候補者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、受託候補者の次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う場合がある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

(3) 契約代金の支払い

当該業務完了後、業務完了報告書及び請求書を受理次第、速やかに一括して支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

1 7 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は、できないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替えおよび再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

1 8 問い合わせ先

天童市地域公共交通協議会（事務局：天童市市民部生活環境課）

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

電話：023-654-1111 内線 275

FAX：023-653-0744

E-mail：shimin-seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

天童市地域公共交通計画策定調査業務 仕様書

1 業務名

天童市地域公共交通計画策定調査業務

2 発注者

天童市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）

3 業務の目的

本業務は、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、天童市における目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を共有した上で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づき、「天童市地域公共交通計画」の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

5 履行場所

発注者指定場所

6 業務内容

(1) 地域特性及び公共交通の現況調査

ア 地域特性の整理

山形広域都市圏パーソントリップ調査や人流データ、その他国や県、市町村等から公表される資料・データ等を活用し、各種調査（後述）の結果等を踏まえて、天童市内における地域特性（人口特性、移動特性、施設立地状況）を整理する。

イ 公共交通の運行状況の整理

天童市内における公共交通を対象として、公共交通事業者から提供される資料・データ等を活用しつつ、天童市内における公共交通の運行状況（経路・停留所・本数等）や収支状況等（行政の財政負担等含む）を整理する。

また、各種調査（後述）の結果等を踏まえて、天童市内において運行する移動サービスの運行状況等についても整理する。

(2) 各種調査の実施

ア バス利用実態調査

天童市内を運行する山形～天童温泉線、山交ビル～天童線の詳細な利用実態等を把握するため、調査員がバスに乗り込み、バス停留所別の乗降者数調査と併せて対面聞

き取り等の調査を実施する。

イ JR利用者ヒアリング調査

市内の駅を利用する学生等を対象にヒアリング調査を実施する。

ウ 関係者ヒアリング調査

市内の公共交通路線の運行事業者や目的地となる施設関係者等を対象に、乗客の利用特性や、運行・運営に関する問題・課題、今後の運行意向や要望等についてヒアリング調査を実施する。

エ 住民懇談会

公共交通の維持や運行等について意見交換を行う住民懇談会を地区単位などで可能な限り多く開催するとともに、高齢者や高校生といった利用のボリュームゾーンをターゲットとしたグループインタビュー調査も行う。

なお、住民懇談会やグループインタビュー調査に必要な資料を作成するとともに、懇談会運営、記録等を行う。

(3) 公共交通の問題・課題の整理

上記調査等によって把握した現状及び要望を踏まえ、今後の見直しの方向性や運行上の課題等を整理し、地域に則した公共交通ネットワーク構築に向けた具体的な改善策を検討する。整理例の1つとして、本市で作成した「行ける・いけない表」をアップグレードし、公共交通ネットワークとサービスレベル性能を確認すること。

(4) 上位計画・関連計画との整合性の確認

天童市の総合計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画や、山形県の地域公共交通計画を踏まえて、公共交通の位置づけや求められる役割等を整理する。

(5) 天童市地域公共交通計画（案）の検討

ア 基本方針の検討・整理

(3)で整理した公共交通の課題等を踏まえて、本市における公共交通の基本方針（あるべき姿）を検討・整理する。

イ 基本目標の検討・整理

前項で設定した基本方針（あるべき姿）を踏まえて、計画期間内で達成を目指す基本目標を検討・整理する。

ウ 評価指標・数値目標の検討・整理

基本目標の達成度合いを測るための評価指標、数値目標及び評価方法を検討・整理する。なお、検討にあたっては、国の地域公共交通確保維持改善事業との連動も考慮する。

エ 具体施策の検討・整理

基本目標の達成に向けた具体的な公共交通の取組み（具体施策）について検討・整

理する。

なお、検討にあたっては、公共交通の整備や再編・見直しなどのハード的な取組みのほか、利用促進などのソフト的な取組みの両面から検討し、整理する。

オ 具体施策の事業化策の検討・整理

関係機関との協議などを行いながら、具体施策の実行・実現に向けてスケジュール・実施主体・実施時期等について検討・整理する。また、計画全体の管理・運営の主体等についても検討・整理する。

(6) 各種会議の開催支援

ア 地域公共交通協議会の開催支援

計画の策定にあたり、協議会を開催することとし、会議開催に必要となる資料の作成・説明補助・議事録の作成を行う。

開催回数は4回を想定する。

イ パブリックコメントの実施支援

計画の策定に向けて、市民の意見等を把握するために実施するパブリックコメントの実施支援を行う。

具体的な支援内容としては、パブリックコメント実施に必要な計画の概要版の作成・意見等のとりまとめ等を想定する。

(7) 打合せ・協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時・中間（2回程度）・納品時の打合せに加え、必要に応じて、WEB上での打合せや電話、電子メールでの対応も想定する。

(8) 成果品の作成

以上の検討内容を踏まえて、業務報告書、計画書としてとりまとめる。

ア 地域公共交通計画書（案）

・計画本編（案）及び計画概要版（案）の印刷データを作成する。

[計画本編（案）]

・A4判縦型30頁程度を想定、フルカラー

・その他詳細なデータ等については、資料編を作成し収録する。

[計画概要版（案）]

・A4判4頁もしくはA3判2頁程度を想定、フルカラー

[データ形式]

・閲覧用ファイル（Adobe pdf 等）

・編集用ファイル（発注者において以後の編集・加工が容易に行える形式での納品。

グラフ・図表については、加工元となる数値データ等[エクセル形式、シェープファイル等]についても合わせて納入すること。)

イ 成果報告書

- ・キングファイル綴じ（２部）及び電子データ一式
- ・報告書及び地域公共交通計画書の磁気記録物 CD-R（電子ファイル）１式

(9) 検査

受注者は業務完了後、協議会の検査を受けるものとする。本業務は、検査の合格を持って完了とするが、納品後、成果品の記入事項の脱漏、不備または錯誤が発見された場合は、受注者は責任をもって速やかに訂正するものとする。

(10) 業務履行にあたっての留意事項

ア 受注者は、協議会との連絡を密にし、十分な協議のうえ効率的に本業務を進められるよう留意すること。

イ 業務を遂行する上で、天童市地域公共交通協議会が委託するアドバイザーの指示に従うこと。

【アドバイザーのプロフィール】

氏名	福本 雅之
所属	合同会社萬創社 代表社員 / 名古屋大学 客員准教授
専門分野	地域公共交通計画策定、評価、コミュニティバス、オンデマンド交通など
参考ウェブサイトなど	地域公共交通のトリセツ https://kotsutorisetsu.com/

ウ 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、その都度協議会と協議し、指示に従うものとする。

エ 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、全て協議会に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の記載については、協議会の承諾を必要とする。

オ 発注者及び協議会が貸与する資料は、業務終了後速やかに返却すること。

カ 受注者は、本業務の履行に際し、関係法令・規則・指針・要領等を遵守すること。

キ 受注者は、業務により知り得た情報について守秘義務を負うこと。

ク 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

(様式第1号)

参加申込書

令和8年 月 日

天童市地域公共交通協議会会長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

当事業者は天童市地域公共交通計画策定調査業務に関して、実施要領にある参加資格をすべて満たしていることを表明し、公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。
なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】

担当者 _____

所属 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

(様式第2号)

会社概要書

【申請者情報】

本 社 情 報	(フリガナ)	
	商号又は名称	
	本社所在地	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページ	
	(フリガナ)	
	代表者職氏名	

【会社概要】

--

※事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等について、上記の欄に記入の上、パンフレット等会社概要が分かるものを添付してください。

(様式第3号)

提 案 書

令和8年 月 日

天童市地域公共交通協議会会長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

委託名 天童市地域公共交通計画策定調査業務

標記業務について、提案書を提出します。

【担当者連絡先】

商号又は名称
支店・営業所名
住所
所属
氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

(様式第4号)

事業実績書

1. 地域公共交通計画又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定に係る事業の実績
※国や自治体など本事業と関連した事業に必要な知見、専門知識、ノウハウなどについてセールスポイントがあれば詳しく記入すること。

--

2. 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体との類似業務の実績

契約相手方	業務名	業務概要	履行期間
			契約金額
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

- ・実績は、過去5年（令和3年度から令和7年度）の範囲とする。
- ・欄が不足する場合は適宜追加すること。
- ・実績を示す資料（報告書の概要等）があればコピーを添付すること。

(様式第5号)

事業執行体制

1. 本事業の事業執行体制、特に重視する事項等

--

2. 配置を予定している者の経歴等の状況

(1) 配置予定の業務責任者

氏名		勤務年数	
所属・役職名			
資格・専門分野			
主な経歴			
年度	事業名	事業内容	発注者
特記事項			

(2) 配置予定の職員

氏名		勤務年数	
所属・役職名			
資格・専門分野			
主な経歴			
年度	事業名	事業内容	発注者
特記事項			

(3) 配置予定の職員

氏名		勤務年数	
所属・役職名			
資格・専門分野			
主な経歴			
年度	事業名	事業内容	発注者
特記事項			

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

(様式第6号)

質 問 書

1. 送付日	令和8年 月 日
2. 事業者名	
3. 担当者名	
4. 連絡先	電話番号： Eメール：

天童市地域公共交通計画策定調査業務のプロポーザルについて、次のとおり質問します。

No.	項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

※項目欄には質問対象の書類名（実施要領・仕様書）及びページ数、項番等を記載してください。

※質問内容は簡潔かつ明瞭に記載してください。

※項目が足りない場合、適宜追加してください。

【受付期間】 令和8年4月28日（火）8：30 ～ 5月13日（水）17：00

【提出先】 天童市地域公共交通協議会（事務局：天童市市民部生活環境課）

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

電話：023-654-1111 内線275

E-mail：shimin-seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

(様式第7号)

参加資格確認書

令和8年 月 日

天童市地域公共交通協議会会長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

【参加資格要件】

1	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でない。 (実施要領6(1)関係)	はい ・ いいえ
2	公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者である。 (実施要領6(2)関係)	はい ・ いいえ
3	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者である。 (実施要領6(3)関係)	はい ・ いいえ
4	国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でない。 (実施要領6(4)関係)	はい ・ いいえ
5	過去5年間(令和2年度~令和6年度)に、国(公社・公団を含む。)又は地方公共団体(市町村が主体となった協議会を含む。)が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務の履行実績を持ち、公共交通計画に関し豊富な知識を有している。 (実施要領6(5)関係)	はい ・ いいえ
6	個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている。 (実施要領6(6)関係)	はい ・ いいえ

暴力団排除に関する誓約書

当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記の該当の有無を確認するために、天童市地域公共交通協議会から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びにプロポーザル参加申請書及びその添付書類に記載された情報等が警察に提供されることについて同意します。
- 3 暴力団の不当な要求には応じません。また、天童市地域公共交通協議会との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110 番通報等」）するとともに、天童市地域公共交通協議会に報告します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方がプロポーザル参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。また、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であること。

天童市地域公共交通協議会会長 様

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者氏名

印